

苫小牧市物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式による見積合わせ試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市物品会計規則（平成26年規則第1号）第16条第2項の規定に基づき財政部契約課（以下「契約課」という。）が行う物品の買入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式（公募型見積合わせ）による見積合わせの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、契約課が行う物品の買入れ等に係る少額随意契約において、見積徴取の相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領の対象となる案件（以下「オープンカウンター案件」という。）は、1件の契約に係る予定価格が30万円以上150万円以下(印刷製本に係る製造の請負については200万円以下)の案件とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 緊急を要するとき
- (2) 相手方を特定して契約するとき（一者随意契約）
- (3) 仕様・条件が複雑で、見積を行うに当たり、発注担当部署から事前に詳細な説明を受ける必要があるとき
- (4) やむを得ない理由により、納期限までの期間が短く、見積期間が確保できないとき
- (5) 苫小牧市物品会計規則第16条第2項に規定する物品の買入れ等以外のとき
- (6) 事業者の業種が特定できない又は複数の業種において調達可能な物品の買入れ等のとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がオープンカウンター方式による調達が不適當であると判断したとき

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、苫小牧市物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿（以下「参加資格名簿」という。）に登載された者で、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当しない者
- (2) 案件公開から見積書提出期限までの間において、本市から指名停止措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 代表者又は役員等が、苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条各号のいずれにも該当しない者
- (4) オープンカウンター案件の業種区分と、参加資格名簿の登録業種が一致している者
- (5) 見積合わせに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（次の基準のいずれにも該当しないこと。）

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。(親会社及び子会社の定義は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。)

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

3 前項の規定により対象案件ごとに参加資格要件を定める場合の地域要件は、参加資格名簿における事業所の所在地によるものとし、その定義は次のとおりとする。

(1) 市内業者 苫小牧市内に本社又は本店を有する有資格者

(2) 準市内業者 苫小牧市内に委任を受けた支社、支店又は営業所等を有する有資格者

(3) 道内業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を北海道内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの

(4) 道外業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を北海道外に有する有資格者

(企業規模による参加条件)

第5条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、参加資格名簿における企業規模において、中小企業として登録が認められている者(以下「中小企業」という。)とする。

ただし、市長が必要と認めるときは、中小企業以外の者についても参加させることができる。

(対象案件の公開)

第6条 オープンカウンター方式により見積合わせを行う案件の公開は、毎週火曜日又は木曜日に、オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告(別記様式1)を契約課執務室で掲示及び契約課ホームページへの掲載により行う。ただし、火曜日又は木曜日が苫小牧市の休日に関する条例(平成3年条例第17号)第1条に規定する市の休日に当たる場合は、翌営業日に公開する。公開する案件が無い場合は、公開しない。

2 公開する事項は、オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告、仕様書及びその他必要な事項とする。

3 印刷製本に係る製造の請負に係る現物見本がある場合は、オープンカウンター案件の公開の日から見積書の提出期限まで契約課において閲覧に供する。

(質疑書の提出等)

第7条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加しようとする者は、仕様書等に関して質疑がある場合は、案件を公開した翌日から起算して3営業日目の午後3時までに、質疑書を提出することができる。

- 2 質疑書は、案件ごとに定めた期間内にファクシミリ又は持参の方法により当該案件の発注担当部署へ提出するものとする。このとき、質疑書には案件番号及び案件名称を明記すること。
- 3 前項の規定により提出された質疑への回答は、質疑書提出締切日の翌営業日中に契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載するものとする。

(同等品の承認)

第8条 オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告において同等品可としている場合は、同等品による参加を認める。

- 2 同等品による見積書提出を希望する者は、別記様式2による同等品承認願を案件ごとに、案件を公開した翌日から起算して3営業日目の午後3時までに持参の方法により、当該案件の発注担当部署へ提出するものとする。このとき、同等品承認願には案件番号、案件名称、表示品名、同等品承認の品名等を明記すること。
- 3 前項の規定により提出された同等品承認願の可否は、同等品承認願提出締切日の翌営業日中に連絡するものとする。

(見積書の作成)

第9条 見積書の作成に当たっては、次の各号に定める項目を記載しなければならない。

- (1) 案件番号
- (2) 案件名称
- (3) 見積年月日
- (4) 見積金額及びその内訳
- (5) 住所又は所在地
- (6) 商号又は名称
- (7) 代表者職氏名
- (8) 担当者氏名連絡先

- 2 見積書は、オープンカウンター見積書（別記様式3）を使用することができる。

(見積書の提出)

第10条 見積書の提出期限は、原則、案件を公開した日の翌日から起算して5営業日目の午後3時とする。

- 2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者は、案件ごとに定める期間内に持参又は郵送の方法により契約課へ見積書を提出しなければならない。なお、郵送の方法により提出した者は提出期限前に電話により到達確認を行うこと。
- 3 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(資格の確認)

第11条 市長は、参加者から見積書の提出があったときは、その者に係る第4条に規定する資格要件を確認するものとする。

(見積書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出されない見積書
- (3) 見積書の記名押印を欠く見積書
- (4) 見積書の記載金額を加除訂正した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- (6) 同一の案件において、同一人がした2以上の見積書
- (7) 明らかに錯誤により提出されたと認められる見積書
- (8) 不正行為による見積書
- (9) オープンカウンター方式による見積合わせに関する条件に違反した見積書

(公募型見積合わせの成立)

第13条 オープンカウンター方式による見積合わせの見積者が1者以上であるとき、当該見積合わせは成立するものとする。

(再度見積合わせの実施)

第14条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果、契約の相手方が決定しない場合は、指名型による再度見積合わせを行うものとする。この場合においては、第4条及び第5条で定める要件を変更することができる。

(オープンカウンター方式による見積合わせの取り止め)

第15条 見積参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、オープンカウンター方式による見積合わせを公正に行うことができないと認めるときは、当該見積合わせを延期し、又は取り止めすることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、オープンカウンター方式による見積合わせを延期し、又は取り止めすることができる。
- 3 前2項の場合において、オープンカウンター方式による見積合わせを取り止めたときは、速やかに、契約課ホームページへの掲載及びその他の方法により見積参加者及び見積参加希望者へ周知するものとする。

(契約の相手方の決定)

第16条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方として決定する。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断する場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定に関わらず、苫小牧市印刷物調達における最低制限価格制度実施要領第2条に規定する最低制限価格の対象となる印刷物の調達の場合は、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって見積した最低価格見積者を契約の相手方として決定する。
- 2 前2項の規定に関わらず、決定から契約を締結するまでの間に、第4条に規定する参加資格要件を満たさなくなったことが判明した場合は、決定を取り消す場合がある。

- 3 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定する。
くじ引きの日程等は電話等で速やかに通知し、参加することができない場合には、当該契約事務
に關係の無い職員が代理抽選を行う。

(契約の相手方決定の通知)

第 17 条 前条の規定により、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と決定された者に対し、電話等により速やかに連絡するものとする。

(契約の辞退)

第 18 条 前条の通知を受けた者から、契約の辞退があった場合に、次順位の見積金額が予定価格以下のときは、その者の見積金額により次順位者を契約の相手方とすることができる。

(結果の公表)

第 19 条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果については、契約締結日の属する月の翌月 15 日までに、契約の相手方の決定後速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の規定により閲覧に供する事項は次のとおりとする。

- (1) 契約案件名
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額（単価契約の場合は支出予定総額）
- (4) 参加事業者数
- (5) 契約日
- (6) 履行期限
- (7) 発注担当部署

- 3 閲覧に供する期間は、契約日の属する年度の翌々年度末日までとする。

(オープンカウンター参加者の心得)

第 20 条 オープンカウンター参加者は、この実施要領、オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告及び仕様書を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。

- 2 当該調達公告及び仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
ただし、見積書提出後関係書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるほか、オープンカウンター方式による見積合わせの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 苫小牧市印刷物の調達におけるオープンカウンター方式による見積合わせ実施要領は廃止する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式1（第6条関係）

オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告

別記様式2（第8条関係）

同等品承認願

別記様式3（第9条関係）

見積書

別記様式1（第6条関係）

オープンカウンター方式による物品の買入れ等に係る調達公告

令和 年 月 日

案 件 番 号	N o .					
案 件 名 称					物品購入 ・ 印刷製本	
数 量						
業 種 区 分						
契 約 形 態						
発 注 担 当 部 署						
納 入 場 所						
履 行 期 限	令和 年 月 日（ ）					
仕 様 ・ 規 格 等	仕様書のとおり			現物見本の有無		有 ・ 無
最低制限価格の設定	設定する ・ 設定しない			苦小牧市印刷物の調達における最低制限価格制度実施要領による。		
市が指定する自社工程 ※印刷製本の場合	下記の印刷物製造工程のうち、○印の工程は自社で行うこと					
	全行程	組版	製版・刷版	印刷	製本・加工	その他 ()
同 等 品 の 可 否	可 ・ 不可		同等品承認願提出締切日		令和 年 月 日（ ）	
見積に参加できる 者に必要な資格要件 その他の要件	地域要件					
	企業規模					
	その他					
質 疑 書 提 出 締 切 日	令和 年 月 日（ ）					
見 積 書 記 載 事 項	案件番号、案件名称、見積年月日、見積金額（見積内訳）、住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者氏名連絡先					
見 積 金 額	消費税及び地方消費税を除く					
見 積 回 数	1 回					
見 積 書 提 出 場 所	苦小牧市財政部契約課（本庁6階）					
見 積 書 提 出 期 限	令和 年 月 日（ ） 午後3時					
見 積 書 提 出 方 法	持参又は郵送					
見 積 書 の 無 効	オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領第12条各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。					
決 定 通 知	決定後、速やかに最低価格を見積もった者に連絡する。					
外注工程申告書・印刷物積算内訳書の提出 ※印刷製本の場合	印刷製本の場合、決定事業者には外注工程申告書及び印刷物積算内訳書を提出していただきます。					

同等品承認願

住所 商号又は名称 代表者氏名		
案件番号 案件名称		
物品名	表示（参考）物品 （メーカー・型式・規格等）	同等品 （メーカー・型式・規格等）

※同等品で参加する場合は、メーカー名、型式及び規格等を明記（カタログ等使用がわかるものを添付）の
うえ、同等品承認願を提出締切日までに発注担当部署へ提出して承認を得てください。承認願は見積書提
出時に一緒に提出してください。承認欄の記載押印がない場合は無効となります。

同 等 品 承 認 欄	
上記物品を同等品として認めます。	
令和 年 月 日	
担当課：	
課長名：	印

見 積 書

令和 年 月 日

苫小牧市長 ○○ ○○ 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

担当者氏名
連 絡 先

案件番号	案件名称

金 額 (税抜価格)	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥						

※ 金額は算用数字で記入し、金額の頭には¥を付記すること。

(内訳)

品 名	規 格 (メーカー・型番等)	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
消費税及び地方消費税の額 (円)					
合計 (円)					